

第3章 次世代育成支援対策の具体的な展開

【概要】

第2章「東京の子供と家庭をめぐる状況」掲載資料が示すように、家庭や地域の子育て力が低下する一方で、子供と家庭に関わる問題は多様化しています。

東京都は、子供を持つ全ての家庭が地域で安心して子育てができ、子供達が健やかに育っていけるよう、様々な仕組みを整えていきます。

◇ 目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり ◇

現状と課題

【(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

- 地域における相談窓口や親同士の交流の場として、子供家庭支援センターや子育てひろばの整備が進められており、前期計画の目標値をほぼ達成していますが、引き続き、利用者のニーズを捉えながら整備と機能拡充を進める必要があります。
- また、支援が必要な家庭に対する地域機関の連携（福祉・保健・医療）や、区市町村の要保護児童対策の要である要保護児童対策地域協議会の機動性や活動実績に、地域差が生じています。
- 緊急時や親の休養のために、子供の一時預かり等の子育て支援サービスを利用したいというニーズが増加しています。
- 区市町村においては、住民の多様なニーズに応える子育て支援サービスの整備に努めていますが、一方でサービスの存在やその利用手続等が十分に認知されず、活発な利用に結びついていないという側面や、地域社会の希薄化により、サービスを知りつつ参加できない子育て家庭の存在などの課題があります。
- 地域での子育て支援は、携わる職員の相談対応スキルがサービスの質を高める重要な要素であり、その向上が課題です。また、要支援家庭への支援においては、子供家庭支援センターや子育てひろばのような子育て支援の拠点での対応だけではなく、福祉・保健・医療等各機関における職員の資質向上及び各々の期間との一層の連携が求められています。

【(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 安全・安心な小児医療・周産期医療への期待は根強く、「小児医療・周産期医療の体制整備」について、前期計画に引続き重要課題としての取組が求められています。
- 深刻な医師不足等を踏まえ、安心できる小児医療・周産期医療の提供のため、小児科医師の人材確保対策、専門的知識の向上・支援等に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 子育て支援サービスの拡充と共に、利用方法や内容について様々な場面での情報提供及び発信が必要です。特に子供の病気やケガへの対処の仕方や身近な医療機関に関する情報発信は、子育てに関する親の不安の軽減のためにも、インターネット等を活用し、更に促進する必要があります。

取組の方向性

【(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実】

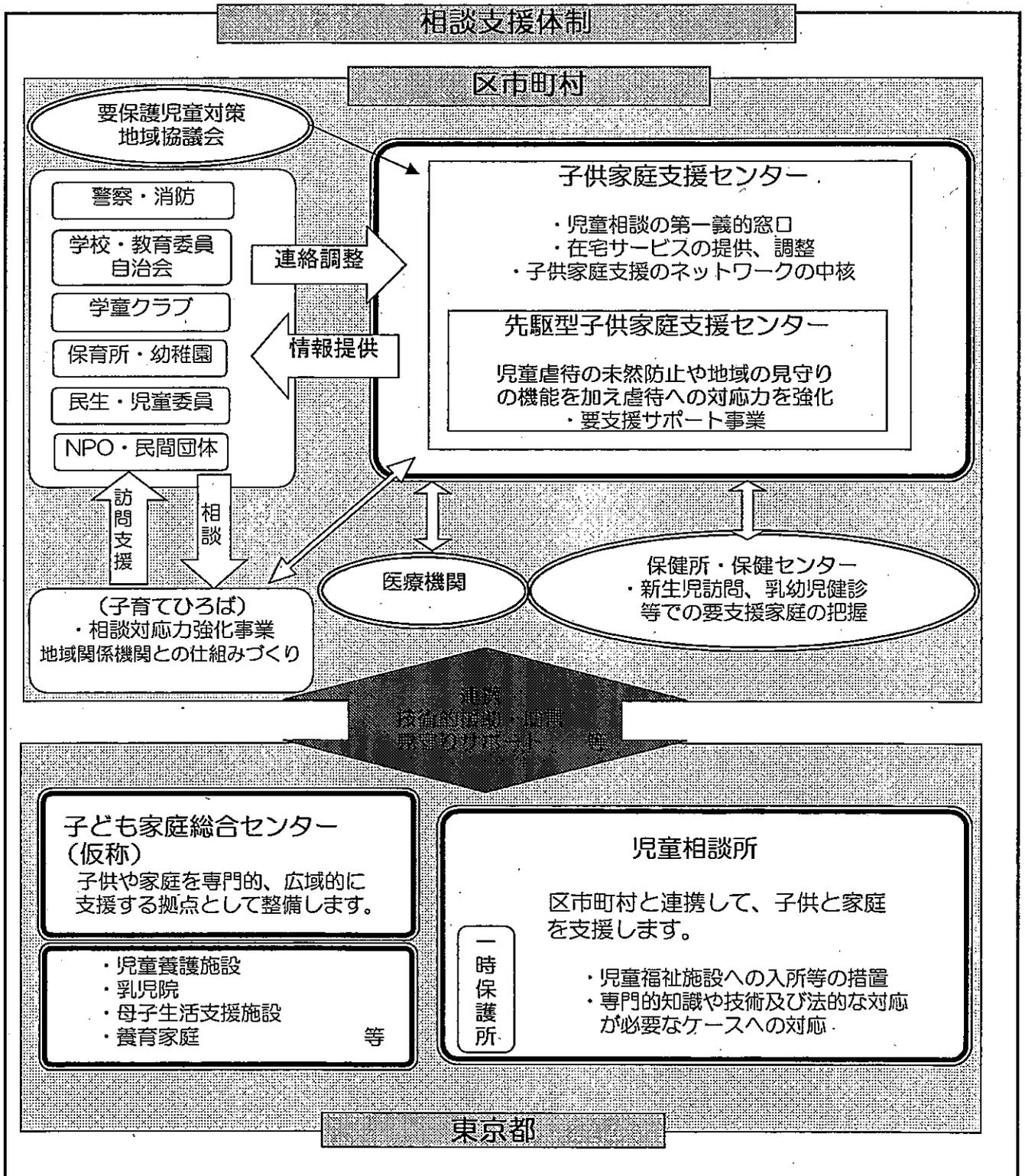
- 子育てひろばや子供家庭支援センター、児童相談所、保健所、保健センター等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援していきます。また、要保護児童対策地域協議会の活性化を積極的に進めていきます。
- 病児・病後児保育、一時預かり等の各種子育て支援サービスについて、都民の多様なニーズを踏まえ必要なサービスの質・量を検討のうえ、拡充を図っていきます。
- 在宅で子育てを行う家庭に対する区市町村の普及啓発活動を等支援し、都としても様々な場面、媒体を用いた情報発信を行っていきます。
- 子育てに関する相談を受ける職員が定期的にスキルアップを図れるよう、「区市町村相談対応力強化事業」を実施するほか、区市町村が実施する各種研修等に対する支援を行います。

【(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備】

- 24時間体制で小児重篤患者を内科・外科問わず迅速に受け入れ、救命治療を速やかに実施する制度を創設するなど、小児の特性を踏まえ、リスクに応じた適切な医療を受けられる体制を整備します。
- ハイリスクの妊婦や高度医療が必要な新生児等に適切な医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、NICU（新生児集中治療管理室）の増床に努めます。また、母体救命対応が必要な妊産褥婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を拡充します。
- 小児・母子医療体制の整備に不可欠な小児科医師・産婦人科医師の確保のため、勤務環境の改善や子育てとの両立支援を促進するとともに、小児医療・周産期医療に将来医師として従事しようとする都内大学医学部生に対し、奨学金を貸与します。
- 出産や子育てに関する知識や経験の少ない親の不安を軽減するため、小児医療機関や電話相談について継続して幅広い情報発信に努めるとともに、都立病院において、子育て家族に配慮した環境づくりを行います。

重点的取組① 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

子育てひろばや子供家庭支援センター、児童相談所、保健所、保健センター等、地域の関係機関の一層の連携を図るとともに、すべての子育て家庭に対して、身近な地域での相談事業から、総合的な子育て支援体制を整える区市町村の取組を支援します。

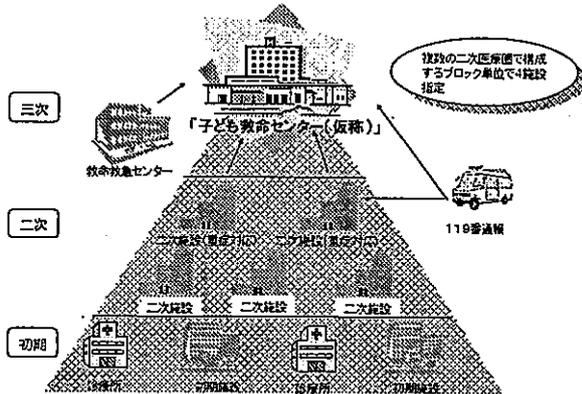


重点的取組② 小児・母子医療体制の充実

限られた医療資源を最大限に活用しながら小児・周産期医療体制を強化します。

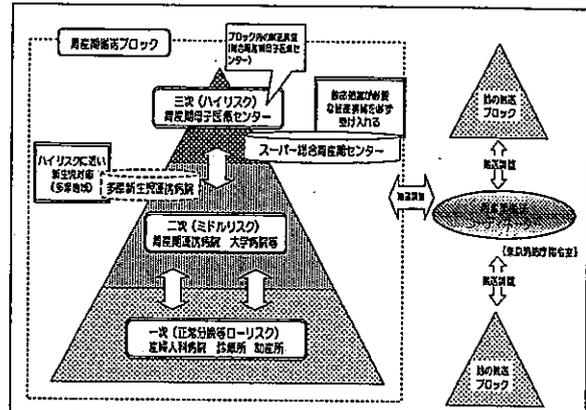
小児救急医療体制の強化

- 子ども救命センター（仮称）の創設
 - ◆ 重篤な子供を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命医療を行う「子ども救命センター（仮称）」を設置
 - ◆ 医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施
- 小児医療ネットワークの構築
 - ◆ 小児救急医療対策協議会を立ち上げ、医療資源を有効に活用した小児医療提供体制のあり方を検討するとともに、遠隔画像診断や空床情報の共有化などを行うモデル事業を実施し、初期救急から三次救急までの連携体制の強化を図る



周産期医療体制の強化

- NICUを320床に増床
 - ◆ ハイリスク妊婦や高度医療が必要な新生児等に対する医療を提供する周産期母子医療センターを整備するとともに、増加傾向にある低出生体重児の医療に対応するため、平成26年度末を目標にNICUを320床に増床
- スーパー総合周産期センターの整備
 - ◆ 緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「スーパー総合周産期センター」を、区部3か所に加え、新たに多摩地域に設置
- 周産期医療ネットワークグループの構築
 - ◆ 一次から三次までの医療機関の機能分担と相互の連携により、身近な地域でリスクに応じた周産期医療が提供される体制を構築



医師確保対策の推進

- 小児救急医療を担う人材の確保・育成
 - ◆ 大学の医学部と連携し、小児科医療資源の少ない圏域にある医療機関に対して、医師を派遣
 - ◆ 都内の小児救急を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修を実施
- 医師の勤務環境改善や復職支援
- 医師奨学金制度の充実
 - ◆ 小児、周産期医療等に従事する医師を確保するため、これら医療に従事する意思のある学生を対象に奨学金を貸与

「目標1 地域で安心して子育てができる新たな仕組みづくり」の事業一覧

(1) 子育て家庭を地域で支える仕組みとサービスの充実

①子育てに関する相談支援体制の充実

1	子供家庭支援センター事業〈包括補助〉	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターを全区市町村に設置します。			
2	先駆型子供家庭支援センター事業〈包括補助〉	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
地域における児童虐待防止の取組を一層推進するため、従来型の子供家庭支援センターから、児童虐待の予防・見守りの機能を加えた先駆型子供家庭支援センターへの転換を促進します。			
3	区市町村相談対応力強化事業〈包括補助〉		福祉保健局
地域子育て支援拠点（センター型/子育てひろばB型）のネットワーク化等による区市町村相談体制の強化について支援します。また、子供家庭支援センターの組織対応力を強化するため、専門家によるスーパーバイズの実施を支援し、取組を促進します。			
4	子ども家庭総合センター（仮称）の整備		福祉保健局
総合的な子育て支援体制の確立に向け、福祉・保健・教育などが連携し、子供と家庭を総合的・専門的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置します。			
5	親の子育て力向上事業〈包括補助〉	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
子育てに不安を持つ親に対し、グループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援します。			
6	4152（よいこ）電話		福祉保健局
土・日・祝日（年末年始を除く）を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応えます。			
7	電話相談「母と子の健康相談室」（小児救急相談）		福祉保健局
妊娠中の生活や育児など母子の健康相談や子供の急病等に関する電話相談を、保健師、助産師、必要に応じて小児科医師が実施し、親の不安の軽減を図ります。			
8	生涯を通じた女性の健康支援事業		福祉保健局
思春期から更年期にいたる女性を対象に、健康や不妊に関する電話相談（東京都女性のための健康ホットライン、不妊ホットライン）を実施し、女性特有の健康不安の軽減を図ります。			
9	要支援家庭の早期発見に向けた取組	〔実施主体：区市町村〕	福祉保健局
母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進します。			
10	母子保健研修		福祉保健局
区市町村、保健所職員等を対象として専門研修を実施し、地域における母子保健水準の維持・向上を図ります。			
11	アレルギー疾患対策		福祉保健局
「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」などを活用した、子供のアレルギー疾患に関する研修などを実施し、人材育成と普及啓発を推進します。			
12	食を通じた子供の健全育成		教育庁 福祉保健局
子供達が食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、次の取組を推進します。 ○「食育研究指定地区」に指定した区市に栄養教諭を配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全市町村に広め、食育の推進を図ります（教育庁）。 ○幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援します（福祉保健局）。			

13	医療保健政策区市町村包括補助事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進します。</p>			

②地域における子育て支援サービスの充実

14	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>子育て家庭が、ショートステイ、トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう、整備に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>■ショートステイ 21年度 41区市町村 ■ショートステイ 事業目標(26年度) 62区市町村</p>			
15	一時預かり事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>地域の保育需要に対応するため、保育所等で児童を一時的に預かるなどにより、安心して子育てができる環境を整備する。</p> <p>■一時預かり 20年度 30万人 ■一時預かり 事業目標(26年度) 40万人</p>			
16	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業・養育家庭訪問事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業や、保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業を実施する区市町村の取組を支援します。</p> <p>■21年度 48区市町村 ■事業目標(26年度) 62区市町村</p>			
17	ファミリー・サポート・センター事業 (包括補助)	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの整備に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>■20年度 提供会員数 10,965人 ■事業目標(26年度) 提供会員数 13,500人</p>			
18	子育て支援のための拠点施設整備事業	【実施主体：区市町村】	福祉保健局
<p>地域における子育て支援の中心となる「子育て支援のための拠点施設」の整備に取り組む区市町村を支援します。</p> <p>また、子育て家庭に対する一時預かりを実施する施設整備への補助を拡充し、在宅で子育てをする家庭への支援を推進します。</p>			

(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備

①小児・母子医療体制の整備

19	小児救急医療体制の充実（初期・二次救急） <small>【「小児初期救急平日夜間診療事業」の実施主体：区市町村】</small>	福祉保健局
<p>子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行います。</p> <p>入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保します。</p>		
20	地域における小児医療研修	福祉保健局
<p>地域の診療所の医師を対象とした「小児救急臨床研修」や症例報告・疾病別の発生動向等の情報交換を行う地域研修会の実施などにより、小児救急医療の基盤を強化します。</p>		
21	休日・全夜間診療参画医療機関整備費等補助（小児）	福祉保健局
<p>小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行います。</p>		
22	休日・全夜間診療事業（小児・専任看護師配置）	福祉保健局
<p>休日・全夜間診療事業（小児）を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備します。</p>		
23	休日・全夜間診療事業（小児・重症対応）	福祉保健局
<p>夜間・休日に複数の小児科医師を配置し、重症の小児救急患者を積極的に受け入れて治療にあたる小児二次救急医療機関を確保します。</p>		
24	休日・全夜間診療事業（小児）参画等支援	福祉保健局
<p>休日・全夜間診療事業参画医療機関及び参画予定医療機関に対し、医師確保経費を補助することにより小児医療体制の強化を図ります。</p>		
25	小児救急医師確保緊急事業	福祉保健局
<p>地域における小児医療体制の強化が必要な保健医療圏の中核的病院等での病院勤務を通じて小児医療の調査研究を行う意向を有する大学に「小児医療調査研究講座（仮称）」を設置します。</p>		
26	救急専門医等養成事業（小児）	福祉保健局
<p>小児救急患者に対し、よりの確で迅速な救命処理を行うことができる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS研修）を行います。</p>		
27	子ども救命センター（仮称）の創設	福祉保健局
<p>重篤な子供を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施します。</p> <p>子ども救命センター（仮称）では、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施します。</p>		
28	小児救急医療対策協議会	福祉保健局
<p>小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置します。</p> <p>協議会では、(1)小児医療体制の強化に向けた検討協議、(2)一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を行います。</p>		
29	小児医療ネットワークモデル事業	福祉保健局
<p>医療施設間のネットワーク構築を円滑なものとし、効率的な医療連携体制を確立するため、一次～二次、二次～三次の連携について、多摩地域を対象として、ネットワーク構築のための連携モデル事業を実施します。</p>		
30	TOKYO子育て情報サービス	福祉保健局
<p>妊娠・子育てベビーガイド122項目、子供の事故防止・応急手当ガイド100項目について、電話（音声自動応答システム）またはファクシミリ（FAX自動応答システム）で情報提供を実施し、親の疑問や不安の解消を図ります。</p>		

31	東京都こども医療ガイド	福祉保健局
<p>子供の病気やけがへの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで、動くキャラクターと音声による会話形式の親しみやすい形で情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図ります。</p>		
32	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	福祉保健局
<p>休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、問い合わせの時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットで医療機関のきめ細かな情報を提供するサービスを24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していきます。</p>		
再掲	電話相談「母と子の健康相談室」(小児救急相談)	福祉保健局
*NO.7参照		
33	子育て家庭のための情報交流コーナーの設置	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の「交流の場」として、子育てに関する情報交換・相談ができる情報交流コーナーを設置し、子ども家族支援部門の医療スタッフとも交流を深めることで、家族の子育て力を高めていきます。</p>		
34	来院小児患者付き添い家族(児童)の一時預かり	病院経営本部
<p>小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へお見舞いができるようにします。</p>		
35	不妊治療費助成事業	福祉保健局
<p>特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p>		
36	各種医療費助成制度 (ひとり親医療費助成含む)	福祉保健局
<p>「妊婦高血圧症候群等医療費助成」「未熟児養育医療等医療給付」「小児慢性疾患の医療費助成」を行うほか、義務教育就学期までの乳幼児及び児童に医療費助成を行う市町村に対して、その経費の一部を補助することにより、医療費の負担の軽減を図ります。</p>		
<p>【「乳幼児及び義務教育就学期医療費助成」の実施主体：市町村(区部は財政調整算入事業)】</p>		

②周産期医療体制の整備

37	周産期医療システムの整備	福祉保健局
<p>出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図ります。</p>		
38	周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局
<p>都内の小児疾患・新生児疾患の診断・治療を行う小児医療施設及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体・胎児から新生児の至る一貫した医療を提供する。</p>		
39	母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局
<p>救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備します。</p>		
40	周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局
<p>総合周産期母子医療センターの管轄内では受入困難な事例について、地域間の搬送調整等を集中して行うコーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児への迅速な医療の確保を図ります。</p>		
41	周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局
<p>周産期ネットワークグループを設定し、グループ内で一次、二次、三次の医療機能分化を図り、搬送条件を共有化する等の連携体制を強化することにより、限られた医療資源を活用し、妊婦(胎児)・新生児のリスクに応じた医療提供の仕組みを構築します。</p>		

42	周産期連携病院の確保	福祉保健局
ミドルリスク患者の受皿として「周産期連携病院」を創設することにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図ります。		
43	多摩新生児連携病院の創設	福祉保健局
区部に比べて周産期センターが少ない多摩地域において、リスクの高い新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図ります。		
44	NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援	福祉保健局
在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、都全域への取組の拡大に向けて、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について検討を行います。		

③安心できる医療のための環境整備

45	地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)	福祉保健局
将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等（小児医療、周産期医療、救急医療等）の医師の確保及び質の向上を図ります。		
再掲	地域における小児医療研修	福祉保健局
*NO.20参照		
再掲	救急専門医等養成事業（小児）	福祉保健局
*NO.26参照		
再掲	小児救急医師確保緊急事業	福祉保健局
*NO.25参照		
46	産科医等確保支援事業	福祉保健局
地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図ります。		
47	医師勤務環境改善事業	福祉保健局
産科・新生児科、小児科、救急部門において地域医療を担う病院の実情に応じた、医師の勤務環境を改善する取組、離職した女性医師等の再就業を支援する取組などに係る経費の一部を補助することにより、勤務医の離職防止と定着対策の導入促進を図ります。		
48	院内保育室の充実	病院経営本部
保育定員の増員や保育年齢の拡大、院内保育室の24時間化を推進していきます。		

コラム⑤
行政とNPOとの協働

作成中

コラム⑥
民生児童委員の取組

作成中

